

令和元年度(平成31年度) 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(R元.12.10現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分(許可番号) 再生利用業の区分(指定番号)	処分内容	処分年月 日	処分理由(改善命令の内容)	根拠法令	備考
1	株式会社リニュー アル 代表取締役 山田 栄	小諸市大字塩野字南ヶ原 4128番地3	再生活用業 (長野県指令25廃対第296号)	事業停止命 令 全部停止 90日間	H31.4.26	【命令内容】 再生活用業の全部停止90日間 (令和元年(2019年)5月2日から 令和元年(2019年)7月30日まで) 【処分理由】 条例第22条に定める指定産業廃棄物の処理に 関する基準に適合しない処理(指定産業廃棄物の 流出)が行われたことに対し、平成31年1月31日 付け長野県佐久地域振興局達30佐地環第150号 の改善命令書により措置を講ずるよう命じたが、 履行期限までに措置が講じられなかったため。	条例第25条	
2	有限会社アイヨ 代表取締役 塩谷 文博	兵庫県加古川市加古川町北在 家372番地の6	産業廃棄物収集運搬業 (2009151250)	許可取消	R元.7.3	有限会社アイヨは、令和元年5月8日に神戸地 方裁判所姫路支部において、破産手続の開始決 定がなされた。このことにより、有限会社アイ ヨは、法第14条第5項第2号イに規定する法第 7条第5項第4号イの欠格要件に該当するに至 った(法第14条の3の2第1項第4号該当)。	法第14条の3の2	
3	有限会社丸屋工業 取締役 原 陽子	伊那市山寺3154番地1	産業廃棄物収集運搬業 (2003122587)	許可取消	R元.9.30	有限会社丸屋工業は、令和元年8月13日に長 野地方裁判所伊那支部において破産手続の開始 決定がなされた。このことにより、有限会社丸 屋工業は、法第14条第5項第2号イに規定す る法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当す るに至った(法第14条の3の2第1項第4号 該当)。	法第14条の3の2	

4	有限会社宮野商店 取締役 宮野 照隆	愛知県名古屋市港区八百島二丁目907番地の2	産業廃棄物収集運搬業 (2009120817)	許可取消	R元. 9. 30	有限会社宮野商店は、令和元年9月5日に名古屋地方裁判所において破産手続の開始決定がなされた。このことにより、有限会社宮野商店は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当するに至った（法第14条の3の2第1項第4号該当）	法第14条の3の2	
5	日興運輸株式会社 代表取締役 清水 生樹	富山県富山市高島3番地2	産業廃棄物収集運搬業 (2009148909)	許可取消	R元. 12. 10	法違反により、日興運輸株式会社は平成29年8月17日に、日興運輸株式会社の役員は平成29年8月18日に、富山簡易裁判所においてそれぞれ罰金刑が確定し即日執行された。このことにより、日興運輸株式会社は法第14条第5号第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に、日興運輸株式会社の役員は法第14条第5項第2号ニに規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当するに至った（法第14条の3の2第1項第1号及び第2号）	法第14条の3の2	